

# 熊本県公報

号外第 29 号  
平成 23 年 9 月 30 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 公 告

○平成 22 年度熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 1

## 公 告

### 熊本県公告第 497 号の 2

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年熊本県条例第 1 号)第 6 条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成 23 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 職員の任免及び職員数の状況

##### (1) 職員の採用

平成 22 年度に新たに採用された一般職の職員(臨時職員を除く。)及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

#### 【新規採用】

(単位：人)

区 分	試験の種類			選 考	任期付	合 計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度			
一般行政職	62	1	11	12	0	86
警 察 職	101	0	50	4	0	155
教 育 職	0	0	0	256	0	256
企 業 職	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0
合 計	163	1	61	272	0	497

#### 【再任用】

(単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	55	48	103
警 察 職	12	0	12
教 育 職	107	6	113
企 業 職	0	1	1
技能労務職	5	0	5
合 計	179	55	234

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

- ① 一般行政職
  - ② 警 察 職
  - ③ 教 育 職
  - ④ 企 業 職
  - ⑤ 技能労務職
- ②～⑤以外の職員  
公安職給料表が適用される職員  
教育職給料表が適用される職員  
企業職給料表が適用される職員  
技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成22年度に離職した一般職の職員（臨時職員を除く。）の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	208	39	1	2	0	10	25	38	323
警 察 職	95	10	0	0	0	4	0	56	165
教 育 職	220	78	0	0	1	11	68	50	428
企 業 職	1	1	0	0	0	0	0	8	10
技能労務職	13	2	0	1	0	0	1	2	19
合 計	537	130	1	3	1	25	94	154	945

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

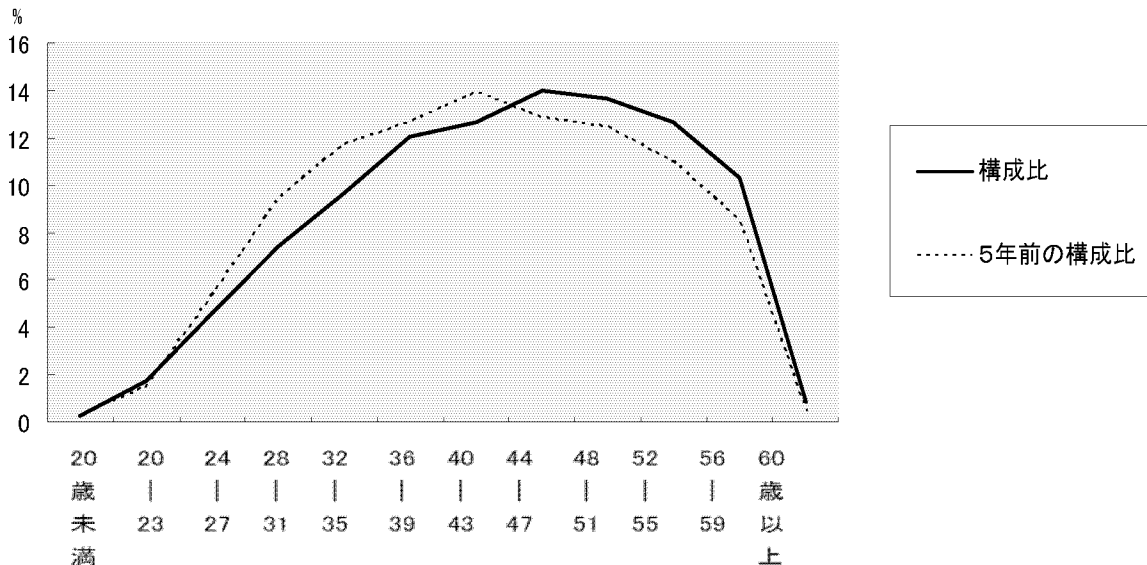
部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成23年度	平成22年度		
普通会計部門	議 会	31	31	0	
	総 務	744	746	▲ 2	減) 出先機関の出納業務に係る組織改編 増) 地域づくり”夢チャレンジ”推進事業への取組
	税 務	245	257	▲ 12	減) 課税業務の集約
	民 生	446	443	3	
	衛 生	560	579	▲ 19	減) 各保健所の業務の見直し
	労 働	81	80	1	
	農林水産	1,332	1,370	▲ 38	減) 各地域振興局農業普及振興課、林務課等の業務見直し
	商 工	184	184	0	
	土 木	835	874	▲ 39	減) 公共事業の事業量減少に伴う見直し
	一般行政部門計	4,458	4,564	▲ 106	(参考：人口10万人当たり職員数 244人)
特別門行政	教育部門	14,519	14,746	▲ 227	減) 学級数減による教職員の減
	警察部門	3,456	3,432	24	増) 検視係、暴力対策係の体制強化、交通捜査室の新設
	特別行政部門計	17,975	18,178	▲ 203	(参考：人口10万人当たり職員数 983人)
普通会計部門計	22,433	22,742	▲ 309	(参考：人口10万人当たり職員数 1,227人)	
公営企業等 会計部門	病 院	82	87	▲ 5	減) 欠員不補充
	下水道	6	6	0	
	その他	89	90	▲ 1	
	公営企業等会計部門計	177	183	▲ 6	(参考：人口10万人当たり職員数 10人)
合 計	22,610	22,925	▲ 315	(参考：人口10万人当たり職員数 1,237人)	
	[26,812]	[26,809]	[ 3]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	80人	426人	1,078人	1,584人	2,129人	2,660人	2,879人	3,098人	3,163人	2,914人	2,434人	164人	22,609人

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成20年4月1日～平成24年4月1日における定員管理の数値目標

平成20年4月1日 職員数	平成24年4月1日 職員数	純減数	純減率
23,554人	22,349人	△1,205人	△5.1%

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年～ 平成23年計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目		
知事部局	職員数	4,820	4,684	4,516	4,408	-	-	4,338
	増減		△136	△168	△108	-	△412 (85.5%)	△482 (△10.0%)
教育委員会	職員数	15,029	14,869	14,712	14,489	-	-	14,301
	増減		△160	△157	△223	-	△540 (74.2%)	△728 (△4.8%)
警察本部	職員数	3,433	3,425	3,432	3,456	-	-	3,446
	増減		△8	7	24	-	23 (-%)	13 (0.4%)
その他	職員数	272	277	270	260	-	-	264
	増減		5	△7	△10	-	△12 (150.0%)	△8 (△2.9%)
計	職員数	23,554	23,255	22,930	22,613	-	-	22,349
	増減		△299	△325	△317	-	△941 (78.1%)	△1,205 (△5.1%)

- (注) 1 計画期間は、平成 20 年 4 月 1 日～平成 24 年 4 月 1 日の 4 年間である。
- 2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
- 3 その他職員数は、各種委員(会)事務局、議会事務局、企業局、病院局及び公立大学法人熊本県立大学派遣職員の計。
- 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
- 5 職員数は、市町村派遣医師を含み、1 年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計しているため、確定後公表する。

(1) 総括

① 人件費の状況 (普通会計決算)

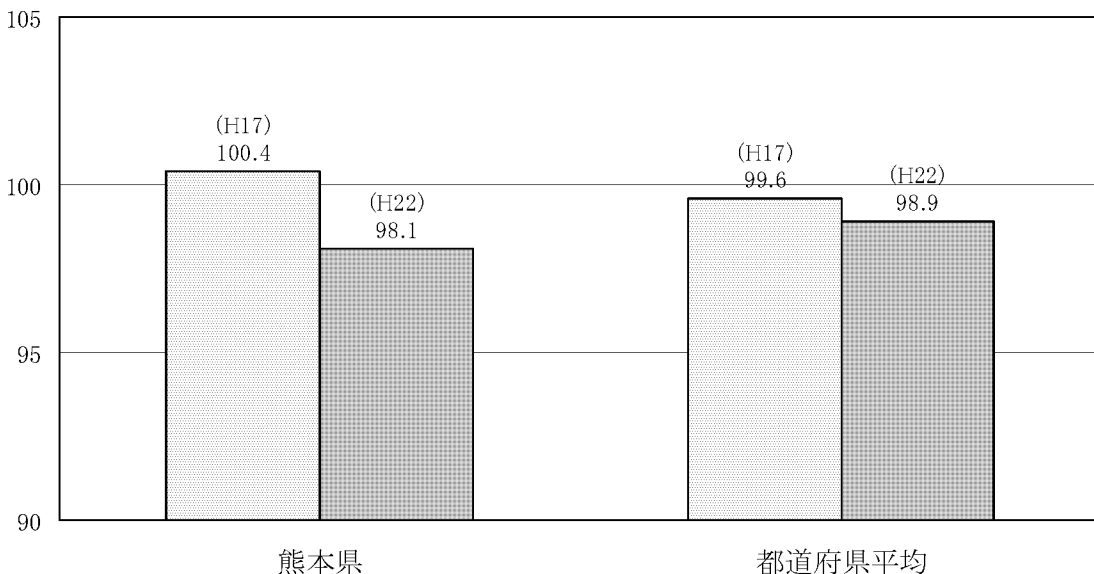
区 分	住民基本台帳人口 (平成 22 年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 21 年度の 人件費率
平成 22 年度	人 1,828,471	千円 808,368,793	千円 14,474,531	千円 215,946,979	% 26.7	% 27.4

② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成 22 年度	人 22,741	千円 101,923,883	千円 18,389,440	千円 37,443,763	千円 157,757,086	千円 6,937

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
平成 23 年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
平成 23 年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1 号 給 の 給 料 月 額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	
最 高 号 給 の 給 料 月 額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300	

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	43.9 歳	337,087 円	395,657 円	365,691 円
国	歳	円	円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	48.3 歳	386 人	322,441 円	359,009 円	340,633 円
うち用務員	47.0 歳	233 人	314,005 円	349,735 円	332,741 円
うち運転士	51.3 歳	75 人	347,192 円	392,876 円	368,198 円
うち学校給食員	45.1 歳	8 人	298,954 円	314,644 円	305,767 円
うち巡視	52.6 歳	6 人	317,801 円	352,488 円	339,551 円
国	歳	人	円	円	円
都道府県平均	歳	人	円	円	円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県			
うち用務員	5,581,020 円	円	
うち運転士	6,223,312 円	円	
うち学校給食員	5,013,528 円	円	
うち巡視	5,760,856 円	円	

ウ 高等 (特別支援・専修・各種) 学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	42.8 歳	363,700 円	411,122 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	45.2 歳	381,193 円	421,747 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	39.6 歳	316,247 円	423,413 円	339,107 円
国	歳	円	円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 「イ 技能労務職」の表は、平成 23 年 4 月 1 日現在の技能労務職給料表適用者（国の海事職俸給表（二）の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局の職員を除く。）を対象に作成している。  
なお、「うち用務員」には、用務員のほか、監視員、業手及び学校技師を含む。  
また、年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

② 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	167,034 円	172,200 円
	高 校 卒	135,897 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,299 円	—
	中 学 卒	126,585 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	187,016 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	187,016 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	186,531 円	200,000 円
	高 校 卒	156,655 円	158,100 円

(注) 本県の初任給の額は、抑制措置後の額である。

③ 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	256,289 円	306,863 円	360,845 円
	高 校 卒	209,696 円	257,562 円	308,741 円
技能労務職	高 校 卒	196,514 円	240,976 円	267,065 円
	中 学 卒	217,848 円	244,034 円	256,685 円
高等学校教育職	大 学 卒	297,503 円	352,035 円	391,291 円
	高 校 卒	—	—	—

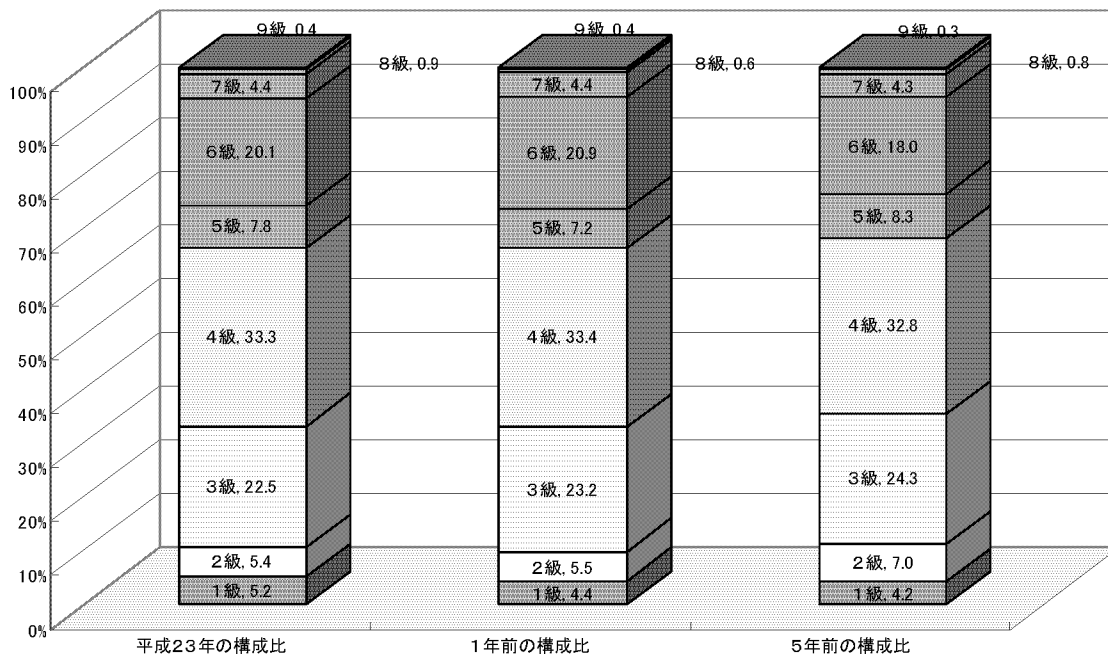
小・中学校 教育職	大 学 卒	293,640 円	353,378 円	386,712 円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	279,360 円	328,843 円	381,525 円
	高 校 卒	239,506 円	289,945 円	335,389 円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	250 人	5.2 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	258 人	5.4 %
3 級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	1,072 人	22.5 %
4 級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	1,587 人	33.3 %
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	373 人	7.8 %
6 級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	956 人	20.1 %
7 級	(1)本庁の局長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	209 人	4.4 %
8 級	本庁の困難な業務を処理する局長の職務及びこれに相当する職務	44 人	0.9 %
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	18 人	0.4 %

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日 (毎年 1 月 1 日) 前 1 年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施した。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5 段階 (A ~ E) に設定した。評価結果に基づき、C 区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B 区分については、新たな評価制度を構

築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応した。  
 平成 23 年 1 月 1 日の昇給においては、知事部局職員 4, 593 名のうち、上位区分（A・B 区分）に決定されている者が 688 名（16.7%）、標準区分（C 区分）に決定されている者が 3, 227 名（78.4%）、下位区分（D・E 区分）に決定されている者が 203 名（4.9%）であった。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		国	
1 人当たり平均支給額（平成 22 年度）		—	
1,586 千円			
（平成 22 年度支給割合）		（平成 22 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
（1.45）月分	（0.65）月分	（1.45）月分	（0.65）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5~20%</li> <li>・ 管理職加算 15~25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5~20%</li> <li>・ 管理職加算 15~25%</li> </ul>	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

「勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱要綱」に基づく研修・指導の対象である職員には、50/100 の成績率を適用した。

② 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2~20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2~20%加算）	
（退職時特別昇給	なし）				
1 人当たり平均支給額	7,373 千円	27,080 千円			

（注） 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（22 年度決算）		80,071 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（22 年度決算）		785,010 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	33 人	18 %	18 %
大阪市	8 人	15 %	15 %
福岡市	5 人	10 %	10 %
長崎市	1 人	3 %	3 %
福岡県太宰府市	0 人	3 %	3 %
上記以外の市町村	22,413 人	0 %	0 %



平均支給率	16.3 %	16.3 %
-------	--------	--------

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

④ 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 22 年度決算)	1,085,606 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 22 年度決算)	117,458 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 22 年度)	37.6 %
手当の種類(手当数)	57 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に関する業務	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫業務	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	若洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員	漁ろう業務	・漁ろうに従事したとき。 1 航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の 2 割の範囲内 ・漁ろう実習に従事したとき。 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 600円
6 潜水手当 第 18 号作業に係る手当	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・若洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員	潜水器具を着用して行う潜水作業	1 時間当たり 20メートルまで 310円 30メートルまで 780円 30メートル超 1,500円
7 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立会い、移送等の業務	日額 290円
8 有害薬品等取扱作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	入所生の指導及び監督並びに寄宿舎の管理の業務	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務	日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務	1 回につき 2,000円～6,800円
15 用地交渉従事手当 第 14 号作業に係る手当	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等	日額 700円 (夜間 1,000円)
16 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練	日額 720円

<p>17 特殊現場作業手当 第 2 8 号作業に係る手当</p>	<p>①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員</p>	<p>①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業 ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 ③水面下4メートル以上の深所で行う作業 ④圧搾空気内で行う作業 ⑤別に知事が定める業務 ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査 ⑦ガラスハウス等内で行う1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業 ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業 ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業</p>	<p>① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円</p>
<p>18 漁業取締手当</p>	<p>漁業取締に従事する職員</p>	<p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務</p>	<p>日額 550円</p>
<p>19 航空機とう乗作業手当 第 2 1 号作業に係る手当</p>	<p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>航空機搭乗業務</p>	<p>1時間当たり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p>
<p>20 衛生検査業務従事手当</p>	<p>保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p>	<p>臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務</p>	<p>日額 290円</p>
<p>21 し尿処理施設検査等従事手当</p>	<p>環境生活部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境生活部、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p>	<p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務</p>	<p>日額 230円</p>
<p>22 い草取扱作業手当</p>	<p>農業研究センターに勤務する職員</p>	<p>染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業</p>	<p>日額 220円</p>
<p>23 結核患者等訪問指導手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問して行う必要な指導 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問して行う、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導</p>	<p>日額 230円</p>
<p>24 狂犬病防疫作業手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は業殺</p>	<p>日額 360円</p>
<p>25 植物検疫防疫除手当</p>	<p>病害虫防除所に勤務する職員</p>	<p>植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等</p>	<p>給料月額額の6/100の額</p>
<p>26 小型船舶海上作業手当</p>	<p>水産技術の職員及び公害関係の職員</p>	<p>総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業</p>	<p>日額 220円</p>
<p>27 公共土木施設災害応急作業手当</p>	<p>農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所、ダム管理所及び港管理事務所に勤務する職員</p>	<p>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査</p>	<p>日額 480円又は730円</p>
<p>28 夜間定時制勤務手当</p>	<p>夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員</p>	<p>正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事する業務</p>	<p>1日につき 130円</p>

29	昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行う業務	1時間につき 1,500円
30	夜勤手当	家畜の分娩、水産実習等のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習等のため夜間に勤務する業務	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31	面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において行う面接指導	1時間につき1,600円
32	学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成	1時間につき300円
33	農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等	1日につき 1,100円～6,400円
35	多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円
36	教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等が担当する困難な職務	1日につき 200円
37	第1号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	1日につき 560円
38	第2号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39	第3号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業	1日につき 420円
40	第5号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業	交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円 その他 560円 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円
41	第6号作業に係る手当	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等	1日につき 250円～4,600円
42	第8号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業	1日につき 560円
43	第9号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業	感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円
44	第10号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業	感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 200円
45	第11号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業（船舶に乗り組んで行う作業を除く。）	1日につき 340円
46	第13号作業に係る手当	全警察職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業	1体につき 1,600円～3,490円
47	第15号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務	1回につき 730円
48	第17号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき 750円

49 第 1 9 号作業に係る手当	全警察職員（救難救助訓練作業については、警察本部の課長補佐以外の職員）	救難救助等作業、救難救助訓練作業	救難救助等作業 1 日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1 日につき 400円
50 第 2 0 号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員（航空機操縦作業については、全警察職員）	航空機操縦作業、航空機整備作業	航空機操縦作業 1 時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1 日につき 1,410円
51 第 2 2 号作業に係る手当	全警察職員	航空機搭乗危険作業	操縦士 1 時間につき 760円 整備士 1 時間につき 660円 その他の警察職員 1 時間につき 570円
52 第 2 4 号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業	1 日につき 220円
53 第 2 5 号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業	1 回につき 1,240円
54 第 2 6 号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業	1 日につき 640円～1,150円
55 第 2 7 号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業	1 日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する職員	道路の維持補修等の作業	1 日につき 100円又は150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務	日額 240円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成 2 2 年度決算）	2,743,353 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 2 年度決算）	120 千円
支給実績（平成 2 1 年度決算）	2,688,529 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 1 年度決算）	116 千円

⑥ その他の手当（平成 2 3 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 2 2 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 2 2 年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ	—	3,118,104 千円	247,630 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,468,018 千円	694,098 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額 55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,452,601 千円	114,733 円

4	宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ	—	592,996 千円	298,071 円
5	初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して410,900円以内を支給	同じ	—	115,058 千円	3,595,563 円
6	農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			77,012 千円	330,524 円
7	へき地手当（これに準ずる手当を含む。）	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			180,024 千円	238,826 円
8	定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			37,616 千円	236,942 円
9	産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			120,121 千円	206,722 円
10	休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	569,226 千円	309,867 円
11	夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	196,392 千円	146,125 円
12	住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,893,947 千円	124,667 円
13	特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	12,591 千円	213,407 円
14	義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	1,423,381 千円	98,906 円
15	単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	—	204,115 千円	347,726 円
16	管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	20,514 千円	253,259 円

17 特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	-	0 円	0 円
18 任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	-	0 円	0 円
19 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			0 円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額	等
給 料	知 事	868,000 円	(1,240,000円)
	副 知 事	824,500 円	( 970,000円)
報 酬	議 長	902,100 円	( 970,000円)
	副 議 長	826,500 円	( 870,000円)
	議 員	756,600 円	( 780,000円)
期 末 手 当	知 事	(22年度支給割合)	
	副 知 事	2.95 月分	
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)	
	副 議 長	2.95 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.7	3124.8(4166.4) 万円
	備 考	97万円×在職月数×0.5	2328.0 万円
			(支給時期)
			任期毎
			任期毎

(注) 1 給料及び報酬、退職手当の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 ※ 現知事の退職手当について在職月数を48月から36月とする減額措置あり。

(7) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 22 年度	千円 1,923,302	千円 ▲ 483,943	千円 590,468	% 30.7	% 27.8

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成 22 年度	人 62	千円 258,859	千円 55,760	千円 100,685	千円 415,304	千円 6,698

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	44.2 歳	365,536 円	503,027 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額（平成 22 年度） 1,624 千円		1人当たり平均支給額（平成 22 年度） — 千円	
（平成 22 年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		（平成 22 年度支給割合） 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	— 月分	— 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	— 月分	— 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	—）	
1人当たり平均支給額	— 千円	26,341 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 22 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	該当なし	%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 22 年度決算)		2,112 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)		63,999 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 22 年度)		55.0 %	
手当の種類 (手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務	1 日当たり 300 円
		ダムの放流 (洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備 (高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務	1 日当たり 450 円
		洪水警戒体制 (予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務	1 日当たり 650 円
		・上記各業務を、地上若しくは水面上 10 m 以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	危険度等に応じて上記支給単価に、220 円～440 円を加算
2 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業	1 日当たり 560 円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	1 日当たり 220 円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320 円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	1 日当たり 220 円
		技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務 1 日当たり 400 円
3 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	用地の取得又は物件移転に係る補償業務等	1 日当たり 700 円 (夜間 1,000 円)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	25,048 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	491 千円
支給実績 (平成 21 年度決算)	35,043 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)	687 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



(カ) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 22 年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		10,498 千円	214,245 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		6,924 千円	899,143 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円~33,100円を支給	同じ		6,954 千円	126,429 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円~7,200円/回を支給	同じ		0 円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		148 千円	11,370 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		126 千円	31,574 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		4,729 千円	107,475 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000~45,000円を加算した額を支給	同じ		0 円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 円	0 円
11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円~6,620円を支給	同じ		0 円	0 円

② 工業用水道事業  
ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 21 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 22 年度	954,403	▲ 199,661	58,265	6.1	7.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 22 年度	人 7	千円 27,460	千円 5,494	千円 10,566	千円 43,520	千円 6,217

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数である。  
 イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	40.3 歳	330,363 円	451,832 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) 1,509 千円	1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) — 千円
(平成 22 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成 22 年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	— 月分	— 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	— 月分	— 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給	なし )		(退職時特別昇給	— )	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 22 年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
	%	該当なし	%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 22 年度決算)		49 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)		16,167 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 22 年度)		42.9 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業	1 日当たり 560 円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1 日当たり 220 円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下 4メートル以上の深所で行う作業	1 日当たり 220 円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務	1 日当たり 400 円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業	1 日当たり 150 円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	用地の取得又は物件移転に係る補償業務等	1 日当たり 700 円 (夜間 1,000 円)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	1,730 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	288 千円
支給実績 (平成 21 年度決算)	2,070 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)	345 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 22 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		1,198 千円	199,667 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		604 千円	603,600 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額 55,000円までは全額、それを超える部分については 1/2 を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて 2,300円～33,100円を支給	同じ		771 千円	128,563 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して 2,500円以内を支給	同じ		0 円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務 1 時間当たりの給与額に 135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		4 千円	2,183 円

7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		396 千円	132,000 円
9 特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ		398 千円	132,599 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		348 千円	348,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 円	0 円
12 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 円	0 円

③ 有料駐車場事業  
ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 22 年度	千円 63,274	千円 38,108	千円 —	% —	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 22 年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。  
イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況  
(ア) 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (平成22年度) — 千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) — 千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 —
(退職時特別昇給 なし )	(退職時特別昇給 — )
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
	%	該当なし	%

(エ) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給総額 (平成22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)		— %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業	1日当たり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1日当たり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業	1日当たり220円

	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務	1日当たり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	用地の取得又は物件移転に係る補償業務等	1日当たり700円 (夜間1,000円)

(オ) 時間外勤務

支給実績(平成22年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	—	千円
支給実績(平成21年度決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	—	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		— 千円	— 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		— 千円	— 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		— 千円	— 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		— 千円	— 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		— 千円	— 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		— 千円	— 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		— 千円	— 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		— 千円	— 円
11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		— 千円	— 円

(注) 対象となる職員が少数のため、公表を控えている箇所がある。

(8) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況  
決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 21 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 22 年度	千円 1,492,947	千円 48,990	千円 834,044	% 55.9	% 54.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 22 年度	人 85	千円 359,724	千円 114,832	千円 134,162	千円 608,718	千円 7,161

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.4 歳	367,199 円	557,434 円
医師	44.6 歳	561,972 円	1,257,734 円
看護師	42.4 歳	351,497 円	508,487 円
事務職員	44.6 歳	361,041 円	535,716 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
医師	— 歳	— 円	— 円
看護師	— 歳	— 円	— 円
事務職員	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) 1,619 千円	1人当たり平均支給額 (平成 22 年度) — 千円
(平成 22 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成 22 年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) —

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	— 月分	— 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	— 月分	— 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1 人当たり平均支給額	3,987 千円	24,974 千円	1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、22 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 22 年度決算）		—	千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	該当なし	%

エ 特殊勤務手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 22 年度決算）		13,932 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		258,006 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）		59.3 %	
手当の種類（手当数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫業務	日額 290 円
2 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業	診療放射線技師等 日額 350 円 作業介助者 日額 230 円
3 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立会い、移送等	日額 290 円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務	1 回につき 2,000 円~6,800 円
5 衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務	日額 290 円



## オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	23,005 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	291 千円
支給実績（平成21年度決算）	16,710 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	186 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		9,658 千円	241,441 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		3,389 千円	847,200 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		9,591 千円	111,521 円
4 宿日直手当	宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師20,000円/回、看護師長等7,200円/回を支給	同じ		8,848 千円	465,684 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師に対して365,500円以内を支給	同じ		18,784 千円	3,756,840 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		8,972 千円	152,067 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		8,261 千円	152,990 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		7,718 千円	135,340 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000円～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 円	0 円
11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 円	0 円